

國民學校と國民幼稚園

——文部省講習會講述速記——

倉 橋

惣

三

國民學校と國民幼稚園（二）

—文部省講習會講述速記—

倉橋惣三

（一）序説

（二）教育審議會

只今我國の普通教育は劃期的な時機に際して居ります。いよいよ國民學校が明年の新學期から始まるのであります。御承知のやうに我國の小學校令は明治三十三年に定まりましたもので、その後多少の部分的變更はありましたけれども、根本の精神、殊にこの精神を書き著はしました小學校令といふものに於きましては、そのまゝで參つたのであります。これは國家の教育令といふものは永い先を見越して出來て居るものでありまするし、またその書いてありますることも、そんなに細かいことが書いてある譯でありませんので、從來の小學校令が今日の時勢に於きまして、必ずしも根本的に相反して居るものとは思へないのであります。併しながら、その小學校令が發布せられましてから後、我國のあらゆる方面の文化は非常に進んで居ります。殊に世界の情勢内に於ける日本の位置といふものは殆んどその當時考へられなかつたほどの變つて居るのであります。その結果、小學校即ち國民教育の根柢たる普通教育は、その精神に於きましても、その實際に於きましても、それが形に現はれました制度の上に於きましたが、殊にそれを書き著はしまする言葉のはしりに於きましても、是非變へられなければならぬといふ意見は相當以前から出て居りました。個人的にさういふことを強調せられる識者は澤山にありました。またさういふことが一つの輿論の形をこつて來たところもあつた位であります。併しながら教

育制度の問題はさう容易に變へるべきものではないのであります。今日に及んだのであります。

ところが、これが政府の問題として具體化されて參りましたのは、内部のことは別と致しまして、外に現はれましたこそから申します。昭和十二年五月に文政審議會といふものが勅令で出來まして、その審議會によりまして、教育の制度の改革を内閣總理大臣がこれに諮問するといふ形で具體化されたのであります。ところがその後内閣も變り、又教育のことは更に大仕掛け、もつて全般的に考へらるべきものであるといふところから、同じく十二年七月に教育審議會改めるござになりました。そして、畏くも陛下の上諭を仰ぎまして、同年十二月の勅令となり我國の教育全般の改革について考へる恒久的諮問機關が出來たのであります。即ち國家は本腰を入れまして、本掛りになります。國の教育制度を變へるため、先づさういふ大きな審議會を作り、識者を集めて研究させようといふことになつたのであります。

これはさういふ譯でさうなつたかといふここにつきましては、素より細かい教育行政のお話はこゝで申上げる必要はないさ思ひますが、一體教育の改造といふここには、いろいろのことが理由になるものだとき考へられます。たゞへば、その一つは教育學說といふものが、だん／＼進歩して参りまして、その學說を根據として教育の改造が試みられるといふことも一つであります。これは慥かに大事なここの一つであります。教育といふものは理論的には教育學說を根據と致して居りますから、非常に有力なる教育學說が出ますれば、それに基いていろいろ從來の教育を變へて行くことは當然その必要が起るのであります。然しがら我國に於ける今日の教育改造の發端は、さういふ教育學說が根據になつて居るといふのは少し違ふと思ひます。次にまた、教育學說とはすつと違つた形のものであります。誰か特別なる有力なる人が識見として教育を或る方向に變へて行かなければならんといふことを確信しまして、その強い力をもつて自分の信ずる、或は恐らく自分の必要とする方向に教育を引っぱつて行かうとするやうなこゝも歴史上にあるここのであります。我國の教育改革は素よりさうした譯のものではありません。然らば我國の今度の場合何が元になつて居るのであるかと申します。言葉は充分でないかも知れませんが、日本の國自身の自覺、及び日本の國が世界に發展し來りました新しき位置、斯ういふここのよりまして教育改造の必要が緊急になつて來た、斯う考へられるといふのであります。

素より教育學說といふものも大事なものであります。或る學者の學問の意見といふよりも、國自體の自覺、これはもつて大きなものに相違ないのであります。或はまた誰かの主義主張といふこゝも力強いものであります。けれども、國が世

界の情勢下に於きまして探つて行かなければならない方向といふことは、それよりも大きなものであります。殊に私共が興味、ご申しましては不眞面目のやうであります。或る感じを起させられますことは、教育審議會を作らうといふことが内閣の閣議に於きまして決りましたのが十二年七月六日のことであります。蘆溝橋の事件が發生しましたのが七月七日の夜半であります。即ち教育審議會を作るといふことを國が決定しましたその翌日、この支那事變の端が發生して居るであります。これはいろいろのことを考へさせられます。若しこれが逆になつて居れば話は非常にてつさり早いことになりますが、然し若し逆になつて居りまして蘆溝橋の事件が起り支那事變が發生して、そこで直ぐに教育改造が發生せられるといふのでは餘りに急ぎ過ぎた形になるかも知れない。勿論そんなこゝではありませんでしたけれども、あの事件はあそこに端を發しましたご致して、今日日本が東亞に於て、従つて世界に持つて居ります位置といふものが、もう既に、所謂風雲として明かに捕捉されてゐた時であります。そこへ教育審議會といふものが出來ることに決議されたといふ、斯ういふ形になるのであります。更にその新事態が風雲として捕捉されましたのみならず、果せるかなこ假に申しませう。一方に教育審議會を作る必要が具體化されるご殆んど同時に、事態はこの方に表面化されて來たのでありますて、その結果教育審議會が七月に決議せられ、十二月にその官制が發布せられるまでの間にも、事態はひし／＼急速に展開して來てるるのであります。

(1) 國民教育刷新と幼稚園

斯ういふことを、極めて粗雑であります。考へて見ましても、今度の教育刷新といふものは、實に或る一つの學問的基礎であるとか、或は一つの個人的主張といふやうなものではなく、日本そのものがどうしてもさうならなければならぬ勢ひの下に斯うなつたのであるといふことがしつかり考へられるのであります。明治三十三年以來、他の教育はそれから後のこゝであります。小學校のこゝについて申して見ますならば三十三年以來今日まで、だん／＼濃厚になり來りました大勢は、こゝまで伸び進んだと言へるこ思ふのであります。こんなこゝはこの幼稚園講習のお話としては少しばかり懸離れたやうなこゝにも聽えるのですが、若しも今度の教育刷新といふものがそれほど國としての大きなこゝを基礎として居ないのでありますならば、我々はこの問題をそんなに深く考へなくともいいかも知れません。然し斯ういふ事態のものでありますから、今度の教育刷新といふものは教育上特別なる分野に於ての開拓といふよりも、日本がごつちに向

かふかこいふ事を元にして居るのであり、従つて逆にこの教育刷新によりまして、日本の行かうとするところを考へさせ
て来るこいつてもいゝ大きな問題になるのであります。又そこまで考へました時に、この教育刷新がお互ひの幼稚園といふ
ものに對しましても、決して離れた問題でないものであるこいふことを、充分に考へさせられるこになるのであります。
或る教育學說で小學校といふものは斯ういふやり方にすべきである。中等教育は斯ういふやり方にすべきであるこいふ
やうなこしが試みられましたここならば、幼稚園は暫くその闇外であつてもいゝかも知れませんが、國そのものゝ自覺、
國そのものゝ世界的情勢が變つて来るこしますならば、國民生活全體が同じ方向に動かされて居るのであります。幼稚
園も當然これと同様に動かされて來なければならんこいふこになるのであります。或る方は國民學校は小學校のこことで、
幼稚園の問題ではないこお考へになるかも知れません。然しそれはさんでもない淺い考へ方です。私は今申したやうな意
味に於きまして、即ち國民學校を通して日本の教育の行くこころを知り、従つて幼稚園もその方向で考へなければならぬ
こいふ意味に於て、今日の問題に致した譯なのであります。

そこで今回の私のお話は、その國民學校といふ、近く来年四月から實現しますさこの教育刷新の方向を片つ方に眺め
つゝ幼稚園の問題を考へる、斯ういふことに致したいと思ひます。大學の改造もあります。中學校の改造もあります。け
れ共、さういふやうなものゝ幼稚園を比べるこいふことは少し縁が遠過ぎるやうであります。が、國民普通教育、國民初等
教育、國民學校の場合に於きましては、そこに實現されようとする事柄は直ぐ幼稚園のこことを考へるに最も手近にある指
導原理になるこ思ふからであります。更にさういふ根本的の立場の外に、今日改めて申すまでもありませんが、幼稚園で
今日我々が教育して居ります子供は、言ふまでもなく、一年、二年の後には、その國民學校に入るものでありますから、
その意味から致しましても、國民學校に關する理解は幼稚園教育者の最も充分に持つて居なければならないこであります。
即ち皆様が保育して下さいます子供達の學校的行方は國民學校を決つて居りますから、その行くこころがどんなこ
ろであるかこいふことを知るこなしに、その前の教育を引受けれるこいふことは出來ないのであります。即ち幼稚園とい
ふものゝ今日の本質を考へる意味からも、又園児達がやがて行く國民學校といふ實際上の功用から申しましても、こゝで
國民學校のこことはお互ひに充分研究して置かなければならぬ問題だと申し得るのであります。

但し皆様は既に國民學校のこにつきましては、私から今申上げた位の必要理由は疾くに御承知でありまして、従つて

國民學校の研究は既に充分になさつておいでになることを疑ひません。さうしますればそれを基礎としてすぐ幼稚園の問題のお話に入つて行けばいい譯であります。私としてお話の順序上國民學校のことを一應こゝで簡単ながら考へて置きましたして、さうして、それに次いで幼稚園のことを考へて行くといふやうに致しません。この話の段取りがつきませんので、さういふ順序を探らして戴きます。併し只今申上げましたのは大多數の方に對してお断りしたのであります。中にはまだ國民學校のことは餘りお研究になつて居ない方がないでもないかも知れません。これは毎日の保育が御多忙であります。そこまで行く時間がないを仰しやる方もあるであります。或は來年のことである。徐ろにやればいゝ國民學校の先生達さへ、この夏初めて文部省の傳達講習を受けるのではないか、幼稚園はそれから後でやつた方が禮儀上からもいゝのではないか、さいふ斯ういふ御意見があるかも知れません。或はもつと言つて見ますならば、從來に於きまして、明治三十三年に出ました小學校令を幼稚園の先生で御承知ない方が時々あります。日本の教育はさういふやうなものであるかさいふことを幼稚園の先生に伺つて見ます。それはなんだか判つて居るやうな氣がするといふことで済んで居りまして、小學校令第一條さへも御存知ない方が、これは少し例外の人であります。けれども少くなかつたのであります。そこでまた、小學校令はもう來年から要らなくなりますから、これを憶へなかつた人は甚だ先見の明があつたと申し得るのであります。(笑ひ聲) 幸にさういふものを持つていらつしやらなければ、新國民學校のことは充分にこゝで御研究願ひたいと思ふのであります。

さういふことで、差上げてあります刷物についてだん／＼お話しして参りますが、今申上げました如く教育審議會といふものが先づ出來まして、我國の教育全體のことについていろいろと研究され、今日も續いて研究なさつて居ります。その中で先づ一番最初に答申せられたものが、國民學校、師範學校及び幼稚園に關すること、これであつたのであります。その答申案の中から政府は——即ち文部省は——先づ國民學校のこととを先に取上げまして、これを實現する段取りにしたのであります。教育審議會は總理大臣の諮詢に對しまして意見を答申するだけで、それを實行する機關ではありません。實行するものは文部大臣であります。その文部大臣が先づ實行しようとしてゐるのがそこなのであります。師範學校の方は、勿論教育審議會の答申として大に尊重されて居りますが、いつから實現といふところまでにはまだ形がましまつて居りません。一般の議會に於きましては文部大臣は議員の質問に對しまして「師範學校のことは大いにやる」とお答になりましたけ

れ共、これは豫定のお答でありまして、まだ具體化されて居るに到りません。幼稚園の問題も同様に具體化されるに至つて居りません。併しながら兎に角總理大臣に直屬し、上諭を仰いで出来ました教育審議會は國民學校を中心として、その教師を養成する師範學校、その國民學校の基礎をなす幼稚園といふ意味に於きまして、この三つのここに就てはつきりして意見を答申されて居るのであります。その答申は更に特別委員會委員長田所美治氏の経過報告が發表されて居ります。これが我々が仍つて以て今度の國民學校の新制の行方を知る元になつて居るのであります。さて、こういふことが言はれて居るかと申しますと、一寸その答申の一一番初めのところを讀んでみますならば、斯ういふ言葉が使つてあります。

國運未會有ノ伸張ニ伴ヒ、東亞竝ニ世界ニ於ケル我國ノ地位ト使命トハ愈々重大ヲ加フルノ秋ニ當リ、教學ノ本旨ニ則リ、時代ノ要望ニ應ジ、教育ノ内容及制度ヲ全面的ニ刷新セんガ爲先づ國民全體ニ對スル基礎教育ヲ刷新シ其ノ擴充整備ヲ圖リ、新學制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ完カラシムルコト最モ根本ニシテ極メテ緊要ノ國策ナルヲ認ム。依テ茲ニ義務教育ヲ八年トナシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加へ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ國民ヲ鍊成シ、國民精神ノ昂揚知能ノ啓培、體位ノ向上ヲ圖リ、產業竝ニ國防ノ根基ヲ培養シ、以テ國力ヲ充實シ外ニ八紘一字ノ肇國精神ヲ顯現スペキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ。

之れは國民學校、師範學校及幼稚園に關する答申の全體に通ずる總説であります。言ふまでもなく、幼稚園も此の態度で考へられてゆかうとするのであります。

一一 國民學校概觀

(一) 國民學校に關する要綱

幼稚園に關する細いことに就きましては後の時間でまごめて申上げますが、然らばさういふ態度で出來ました國民學校といふものはさういふものであらうか。それを先づ考へて見る必要がありますが、それは今の答申案の中に國民學校に關する要綱といふものがありまして、そこで明かに示してあります。讀んで見ます。

一 國民學校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト

これは申すまでもないこゝであります、永い間の日本の義務教育を四年から六年、六年から八年へといふ問題がこゝで初めて決りましたのであります。然もその決りましたいふこゝは四年では足りないから六年にしよう、六年では足りないから八年にしようといふ、單に年限の増加といふだけの方から決つて來たといふよりは、小學校が國民學校に變りました實質的改造に伴つて、義務教育が八年になつたといふこゝに意味が非常に深いのであります。六が八に増したといふだけぢやなくして、國民教育そのものが國民學校の名に於て行はれる時に八年を必須とした、といふ斯ういふ意味に解釋すべきであります。

二 國民學校ヲ分チテ初等國民學校及高等國民學校トシ、初等國民學校ノ修業年限ヲ六年、高等國民學校ノ修業年限ヲ二年トスルコト

これは形に於ては、從來の尋常小學校六年、高等小學校二年と別に變りません。然し唯年限をこうしたといふのではなくして、實質の方から來たのでありますから、この意味もまた深いこゝになるのであります。

初等國民學校ノ教科ト高等國民學校トスルモノヲ國民學校トスルコト

即ち今日の尋常高等小學校といふ形のものですがその全體が國民學校なのです。その中が便宜上分れて初等國民學校だけの學校ともなり、高等國民學校だけの學校があり、それが一緒になつてゐるものが完全なる國民學校といふこゝになるのであります。即ち六年で先づ日本の國民普通教育は終つて、更に二年の高等科があるといふのは全く違つて居ります。即ち八ヶ年一貫したものと完全なる國民教育の基本とする。斯ういふ形になつて居るのであります。

三 保護者ハ児童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立國民學校ニ就學セシムベキモノトスルコト

これは申すまでもないこゝであります。その次が特に内容的に大事なのであります。

四 國民學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ツキ國民ノ基礎的鍊成ヲナスモノトスルコト この中を二つにしまして

(一) 教育ヲ全般ニ亘リテ皇國ノ道ニ歸セシメ、其ノ修練ヲ重ンジ、各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ圖リ其ノ具

體化ニ力ムルコト

(二) 訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、體位ノ向上、情操ノ醇化ニ力ヲ用ヒ、大國民ヲ造ルニ力ムルコト

この二つの項目を第四項として居るのであります。その四項と並びまして第五項は、

五 國民學校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ、之ヲ縱ニ統合シテ別紙記載ノ通トシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト

斯ういふことであります。これは即ち國民學校の教育といふものゝ本旨をこゝに示して居るのであります。從來の小學校の本旨と、少くもその主張するところと變つて居るのであります。

そこで斯ういふ教育審議會の答申案を元にしまして、文部省が國民學校の教則を定めつゝあるのでありますが、これが定まりましたならば國民學校令と國民學校令施行規則とが發布せられるこゝになるのであります。これはまだ發布されて居りません。目下その手續中であります。發布されましたならば直ぐに御覽を願ひたいと思ひますが、發布されでは居ませんけれども、本年夏 文部省が小學校の先生方に國民學校につきましての傳達講習を致すにつきまして、まだ國民學校令とが施行規則とかいふ形にはなつて居りませんが、廳てさうなるであらう同じ内容を示して居るのであります。即ち我々は只今のところその文部省が示して居りますところに従つて我國の國民學校は斯ういふ法令及び施行規則によつて行はれるものといふことを考へるこゝが出来るのでありますから、それを元にして更に申上げて見ますと、只今教育審議會の答申として申上げました第四項、第五項の内容をまとめて、國民學校の本旨といふものが斯ういふ風に書き著はされて居るのであります。これは短いのでありますからお書取を願ひたい。

皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト

斯ういふのであります。恐らく國民學校令といふものが發布せられましたならば、その第一條にこの言葉が載るのであらうと思ひます。即ち多分斯ういふことなのであります。

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコトヲ目的トス

丁度小學校令第一條に

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シ云々

と書いてありました、あれが書き改められてかうなるのであります。

(二) 國民學校の教育本旨と小學校令第一條

そこでこれを眺めますと、小學校令第一條とは大變に變つて居ります。小學校令第一條は申上げるまでもありませんが、小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道徳教育及國民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

斯う書いてあるのであります。この二つを比べて見ますと、いろいろ違つて居る點が擧げられるのであります。私が申すのではありません。

(イ) 小學校令には「國民教育ノ基礎ヲ「與へる」さいふ事は書いてあります。勿論大切な内容として書かれていますが、その「國民教育ノ基礎」を與へるさいふ事は教育といふものが何を根本の據りとして打立てられるかといふ事としては必ずしも強く擧げてゐなかつたのであります。或る人は斯う考へませう。「それは言ふまでもない」として、日本の國民教育たる小學校が日本の國是を本位として、その上に打立てられて居ることは言ふまでもない事だ」と斯う言ふであります。我々もまたさう考へ來つたのであります。少くもそれがはつきり、從つて強く書き者はされて居なかつたのであります。これに對しまして今度のは、教育内容に入ります前に、國民學校の教育そのものが「皇國ノ道ニ則リテ」出來て居るものであると、斯う強く言つて居るのであります。「皇國ノ道ニ則リテ」出來て居る。それが一切の元になつて居る。斯ういふ譯なのであります。

(ロ) それから普通教育をその内容とするさいふここに於きましては前記變りません。「普通教育ヲ施シ」といふことは前から擧げてあるのであります。唯小學校令の時に常に問題になりました言葉は「生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」といふ言葉が使つてありました。初めてこの小學校令を書いた時には「授クル」といふ言葉をそんなに重く考慮して使つたのでなかつたかも知れませんが、教育といふものゝ考へ方がだんく變つて参りますにつれて「授クル」るさいふことは、實は本當に教育の作用を完全に現はして居るものでないのみならず、そこに間違ひが起る因であるさいふやうなことも考へられて居りました。實際家から言へば「授くるに亦授け方あり」と斯う言つて、うまくやつて居つたのでありますけれど、然し出來得べくんば、この誤解の出來易い言葉を避けたいと始終考へて居りました。これは明日あたりのお話と關係して参りますので申上げるのですが、一寸その片鱗だけを洩らして置きませう。

「授クル」といふ字があつたために、小學校は授くる所、幼稚園は授けざる所、さいふこんな簡単な話がよく行はれて居

つたのであります。或はまた小學校は授くる所、幼稚園は授けざる所といふだけならまだいゝが、小學校は授くる所、小學校で授けて居る。幼稚園も教育である。保育項目を授けるといふやうな誤謬が起らんとも限らなかつたのであります。「小學校的な幼稚園」さいふ言葉がありました。或はいろいろな意味がありませうが、畢り授ける所であつたのであります。そうかと思ふと「私の所ではねエ、改良して授けんこさにした。幼稚園の面目を發揮して授けんこさにしてしまつた。だからこつちは元手も要らんし樂でいゝの」。さいふやうなこころも生れた。(笑聲) こころが今度の國民學校は「授クル」さいふ字を捨てゝ「施ス」さいふ。この「施ス」さいふのは「授クル」さいふ、こつちからあつちへ授けるさいふのを嫌つて、普通教育のそのものが國民學校全體の中で施されるさいふのです。さうするご小學校は施す所、幼稚園は施さゞる所、こんなことが今度言へなくなります。まご／＼するご國民學校の方が幼稚園の豫て主張して居りますことを法令的に實現して行かうといふ勢ひを示して居るこも言へるのであります。

(八) 次に、「國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト」こゝに極めて重大なる問題があります。それは「普通教育ヲ施シ」さいふここと「國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スコト」さが繋つて居るのであります。前の小學校令では、さうかするご「普通教育ヲ授ケルコト」「國民教育ノ基礎ヲ與ヘルコト」「道徳教育ノ基礎ヲ與ヘルコト」こんなやうなこ事が並んで居つたやうな意味合もないではなかつた。今度は皇國の道に則つて普通教育を施せば即ち國民の基礎的鍊成になるのださいふことに、ずつご一ト息に讀まるべきものになるのであります。これをもつと突込んで申しますならば、小學校の中にいろいろの目的が羅列してあつた、といふ譯ではありますまいが、まあ假に強く言つて見ますならば、その一つが實現しただけでも小學校教育はその目的を一部分達したさいふこになつたかも知れない。三分の一達したさか、二分の一達したさか、何んごかさいふこになつたかも知れない。ところがこゝでは「國民ノ基礎的鍊成」をするのでなければ、「國民ノ基礎的鍊成」の効果を擧げるのでなければ、國民教育は完からずさいふこになるのであります。而して單に普通教育をイギリス流に施したのでは效がありますまい。アメリカ流に施したのでは効がありますまい。或は何處の國民性にも基くこゝなくして、單に人生の普通教育を施したのでは効はありますまい。そこで「皇國ノ遺ニ則リテ普通教育ヲ施ス」さいふこゝが意味深くなつて來るのであります。

「普通の知識技能を授ける」さいふこゝは何處の國でも、何處の國民性でも必要なこゝであります。それはその普通の

知識技能を有する人が出来るだけであつて、國民が鍊成されるといふ譯にはならん。そこで日本の教育は日本の皇國の道に則つて萬事やるから、従つてその結果は單なる道德人、單なる知識技能の所有者、或は單にそれらの一部として持つて居る國民教育といふものよりも、もつゝ根本的な、本質的な意味に於て國民的鍊成が出来るのである。ミ斯ういふことをはつきり示して居るのあります。これはすらーくお読みになれば何んでもないのありますが、前的小學校令を比べてよく玩味して御覽になれば、その言はうとして居る言葉使ひの苦心からも、今度の教育改革が何處を狙つてゐるか、成程さういふ譯ならば國がこの非常時に於て、非常に金の要ります時代に於て非常に金をかけても、それを急いで敢てるさいふのは、成程さういふ根本的の譯があるかさいふことを充分思ひ到られるのであります。

(II) もう一つこの中に「普通教育ヲ施シ」といふ、教育の種類の名稱としては「教育」といふ言葉が使つてあります。職業教育を施すのではない。高等教育を施すのではない。専門教育を施すのではない。普通教育を施すのだといふ意味で使つてあります。専門教育を施すのではない。普通教育を施すのだといふ意味で使つてあります。この「鍊成」といふ字は、これは國民教育の至る所で出て来る言葉であります。けれども大きな問題になります。「鍊成」といふことは、その言葉の出典であります。或は専門的の字引を引いて見て初めて分るような意味いかは私はよく知らないのであります。しかし、「教育」を言つてよさそなところを「鍊成」を使つて居る心持ちだけをこゝで言つて見ますならば、勿論「鍊成」は「教育」の一つであります。小學校が國民學校に變つたから「教育」もやめたといふのでは決してないので、勿論「教育」であります。然しながら「教育」といふ中にはいろいろの要素が入つて居ります。殊に先刻一寸申しました教育學説的立場から申しますと、相當に「鍊成」といふことをせざる「教育」もあり得るのであります。これを假に自由主義といふ言葉で代表させられませう。伸びるがまゝ伸ばして行く。これこそ眞の教育なりといふものは、伸びるものを伸ばさないといふことが非教育的であるといふことを、そのまゝひつくりかへした言葉として味があるのであります。それだけでは足りないといふことがこゝには特に強めて言つてあるのであります。即ち個人はそれ／＼の特質をもつて、その發達を遂げるであります。國民教育としては、勿論、それを抑えるのでもなし、無視するのでもなし、それをひつこ抜くのでもないが、國民教育の國民教育たるの本質に於ては國民的に鍊成をしなくてはいかんといふのであります。即ち人間本來性の發達も素より尊重するのであります。これを無視せよとは書いてありませんが、然し國民教育をし

ては假にもそんな方にのみ委されて行つたのではない。さうしても「國民ノ基礎的鍊成」がされなくてはならんといふことが強調されてあるのであります。

これで今日のお話を終りたいと思ひますが、要するにこれだけのことを御承知下されば宜しい。申上げましたいろいろの細い點は、これから後に幼稚園に關する限りに於て度々引用致しますから、そこで又お考へ下さるとして、今日のお話としては、今度の教育刷新が如何に國としての大きな事件であるかといふことを、しかもそれが教育全般に亘つて同一精神から改造されて行くのでありますから、今現に實現されて居ります國民學校の形に於て、精神に於て、同じく幼稚園の問題を考慮することが必要であり、又合理的であり、可能でもあるといふ點であります。更に國民學校といふものが、その教育本旨に於きまして、大體ざんなるものであるかといふことを、假に前の小學校令第一條と並べて考へて見た時に凡そ察せられるところはどうか。こんなやうな點を主としたのであります。勿論小學校程度の教育が、就學前の教育の場合と、その方法の實際に於て同じではありません。しかし、國民學校も幼稚園も今度の教育刷新の上に考慮せられる限りに於きましては、その根本精神たる大きな原則には離れません。學齡後と學齡前とは、その實際のやり方はさう違ふかといふことは、之れからも大いに尊重されなければならないのであります……が……さう違ふかといふだけで研究が決るのでなくして、さう違つて居るにしても、國民教育たるの本旨に於ては同じところを失つてはならんといふことを、常に併せ考へられなければならんのであります。そのことを考へる準備のやうな形で、今日はこれだけのことを申上げて置きました譯であります。

尙ほ念の爲め申したいことは、此のお話が、國民學校の制定に便乗して、幼稚園も亦さいつた風のことではないことをです。前にも申した通り、教育審議會の第一答申が、國民基礎教育の刷新を目立てて、國民學校を中心とし、その教師の方面と、その兒童の方面とを、不可分離の問題として同一時に取り上げてゐるのです。すなはち、この三つは別々の三つの問題でなく、一聯一貫のものなのです。政府はその中の國民學校刷新を先づ實現することにしましたが、他の二つが併せ刷新されなければ、眞に國民學校の刷新が完成せられない譯なのです。これは、われわれが幼稚園關係者だからいふでなく、今回の國民基礎教育刷新そのものゝ主張なのです。即ち此のお話も、國民基礎教育刷新の必然の話なのです。